昭和三十二年政令第二百七十五号

高速自動車国道の路線を指定する政令

内閣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

高速自動車国道の路線名、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四〇年一一月一日政令第三四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年一一月二二日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年三月一九日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年一月二〇日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年六月一八日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年六月八日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年六月三〇日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年一一月六日政令第三六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年二月二七日政令第二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五七年一月二九日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六一年二月四日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年二月一七日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年一二月二〇日政令第三七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年二月五日政令第一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年一月一九日政令第五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年一月一八日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表

路線名	起点	終点	重要な経過地
北海道縦貫自動車道函館寄線	函館市	寄町	
北海道茅部郡森町			
同道山越郡長万部町			
同道寿都郡黒松内町			
伊達市			
室蘭市			
登別市			
苫小牧市			
千歳市			
恵庭市			
北広島市			
札幌市			
江別市			
見沢市			
三笠市			
美唄市			
砂川市			
滝川市			
深川市			
旭川市			
士別市			
北海道横断自動車道	黒松内町	北見市	
北海道横断自動車道釧路線	黒松内町	釧路市	
北海道横断自動車道釧路線	寿都郡黒松内町	釧路郡釧路町	
北海道横断自動車道釧路線	寿都郡寿都

| | | |

| | | |